

2023年9月26日

質の高い教師の確保特別部会  
部会長 貞広 齋子 様

#### 第4回質の高い教師の確保特別部会

##### 「議題2 教育職員の健康及び福祉を確保する方策等」に対する意見書

臨時委員 金子 晃浩

本日は、別用務のため欠席させていただきますので、資料2-3「教育職員の健康及び福祉を確保する方策等」に関し議論すべき論点<sup>1</sup>に関して意見書を提出いたします。よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

#### 1. 教師の健康及び福祉の確保について

##### (1) 「時間外在校等時間が連続して著しく長時間にわたる教師」の解消について

まずもって、あってはならない「過労死等」の現状<sup>1</sup>を、服務監督教育委員会や校長が危機感を持って認識することが不可欠である。

その上で、教師の健康と福祉を確保する観点から次の施策を進めるべきと考える。

- 上限指針の在校等時間の上限 45 時間等を超過している教職員の休息を確保するため、代償休暇（代替休暇）の付与を検討する。
- 学校現場において、「こどものために」と肥大化しがちな業務の縮減に向けて、労使で時間管理意識の醸成に向けた取り組みを行う方策を検討する。
- 現在、指摘されている「カリキュラム・オーバーロード」を背景とした、教職員の長時間労働と、子どもたちの過剰な負担の改善に向けて、学習内容の再構築を行う。
- 長時間労働に歯止めがかかっていないこと、国立大学法人附属学校や私立学校は労働基準法が適用され、時間外勤務手当が支給されていることを念頭に、上限指針の遵守および「在校等時間」の削減に向けて、教員への労働基準法第 37 条の適用など、給特法を抜本的に見直す。
- 精神疾患等で休職する教職員数を減少させるために、労働安全衛生法にのっとり、各学校における教職員に対するメンタルヘルス対策を強化する。

<sup>1</sup>教育公務員の過労死等に関する現状

資料2-1「教育職員の健康及び福祉の確保等に関する関連資料」の8ページ「教職員の勤務の実態」のとおり、過労死ライン超えに相当する1週間当たりの総在校等時間60時間以上の教諭の割合は、中学校は36.6%、小学校も14.2%の状況にある。

加えて、「過労死等」の認定基準の類型の一つである脳・心臓疾患に関する事案について、公務災害の認定件数（地方公務員災害補償基金・2021年）を参照すると、教育職員は16件であり、地方公務員全体22件の7割強を占めている。地方公務員数は教育部門が約106万5千人、他の部門が約173万6千人（総務省公表・2021年）であることに鑑みると、職員数に対する認定件数の割合は、教育職員は他の部門のおよそ4.3倍となる。

(2) 「取組の実施を具体的に促進していく方策」について

○2019 年中教審答申にある「今後、学校における働き方改革を確実に進めるためには、教師一人一人や学校の取組も重要だが、何よりも文部科学省及び都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等が今以上に本気で取り組むことが必要である」を再度認識する必要がある。

取り組みが進んでいる自治体の取り組みを共有するなど「見える化」を進めることが必要。

2. 勤務の柔軟化について

○フレックスタイム制度の活用の議論の前提として、現行の育児短時間勤務の状況を検証する必要がある。現場実態として、短時間勤務を申請しようにも、肝心の人材バンクの人材が不足している状況でマッチング出来ないとの報告もある。代替要員の確保の観点からも、「教師不足」是正の取り組みが急務であり、教職員・スタッフの人員増など実効性を高めていくべきと考える。

以 上